

飛騨市スポーツ協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、飛騨市スポーツ協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を岐阜県飛騨市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、飛騨市内におけるスポーツ競技団体等を統轄し、各種競技の促進と地域スポーツ普及推進及びジュニア世代の育成を期し、市民の健康増進と体力の向上を図るとともに、スポーツ文化の伸展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 飛騨市スポーツ協会の組織力強化に関すること
- (2) 競技団体の競技力向上と相互の連携調整に関すること
- (3) 生涯スポーツの普及推進並びに地域スポーツ事業に関すること
- (4) ジュニア世代の育成に関すること
- (5) スポーツ指導者の育成と研修に関すること
- (6) スポーツに関する広報活動に関すること
- (7) 顕彰事業に関すること
- (8) 賛助会員、協賛金などの募集に関すること
- (9) その他本会の目的達成に必要なこと

第3章 加盟団体

(組織)

第5条 本会は、飛騨市内における次の団体をもって組織する。

- (1) 本会に加盟するスポーツ競技団体
- (2) 飛騨市スポーツ少年団
- (3) 飛騨市中学校体育連盟

(4) その他、地域で生涯スポーツ・レクスポーツ活動を統括する団体

(加盟)

第6条 本会に加盟しようとする団体は、理事会の議決を経て加盟することができる。

2 加盟団体に関する規程は、別に定める。

(退会等)

第7条 本会に加盟した団体（以下「加盟団体」という。）が退会しようとするときは、その理由を付して退会届を提出し、理事会の議決を得なければならない。

(除名)

第8条 加盟団体が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経てこれを除名することができる。

(1) 加盟金の払込み、その他本会に対する義務の履行を怠ったとき

(2) 本会の事業を妨げる行為をしたとき

(3) 本会の規約に違反し、その他本会の信用を失わせるような行為をしたとき

(加盟金)

第9条 加盟団体は、別に定める「加盟団体規定」に基づき、加盟金を毎年納入する。

第4章 役員

(組織)

第10条 役員は、第5条に定める各加盟団体及び飛騨市内において識見を有する者から構成する。

2 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 理事長 1名

(4) 副理事長 1名

(5) 常任理事 若干名

(6) 理事 若干名

(7) 監事 2名

(役員を選任)

第11条 会長、副会長及び正副理事長は、理事会の決議によって常任理事及び理事

の中から選定し、総会で承認を得る。

第12条 常任理事は、会長推薦とし、理事会の決議によって選定し、総会で承認を得る。

第13条 理事は、第5条に定める各加盟団体から選出された1名を選定する。

第14条 監事は、理事会に諮って会長がこれを委嘱する。

(役員職務)

第15条 会長は、本会の会務を統括し、会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代行する。

3 理事長は、理事会を代表し会務の執行及び、理事会の運営にあたる。

4 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故ある時は、その職務を代行する。

5 常任理事は、会務運営に必要な事項を審議並びに提案を行う。

6 理事は、理事会を構成し、本会の会務を協議し執行する。

7 監事は、理事の職務の執行及び本会の会計を監査する。監事は、会長若しくは理事会の諮問に応じ、または会議に出席して意見を述べることができる。但し、議決権は有しない。

(役員任期)

第16条 本会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、退任した役員任期の満了するときまでとする。

3 役員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第17条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 前項第1号の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

第5章 会議

(会議)

第18条 本会の会議は、総会、常任理事会、**理事会及び役員会**とする。

第6章 総会

(構成)

第19条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とし、本会役員及び名誉役員をもって構成し、本会の最高決議機関とする。

2 名誉役員は、意見を述べることができる。但し、議決権は有しない。

(権限)

第20条 総会は、次の事項を審議し決議を行う。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 規約の変更に関する事項
- (4) 解散及び解散に伴う残余財産に関する事項
- (5) 会長、副会長、正副理事長及び常任理事の承認に関する事項
- (6) その他、本会の業務に関する重要と認められる事項

(開催)

第21条 定時総会は、年1回、毎事業年度終了後、2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、前項の他必要がある場合に開催することができる。

(召集)

第22条 総会は、会長が招集する。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席したものの中から選出する。

(決議)

第24条 総会は3分の2以上の出席で成立し、決議は、出席者の過半数(委任状出席も含む)をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 総会を構成する現在数及びその出席者数(本人出席、書面をもって議決権を行った者の別)
- (3) 議決事項

(4) 議事の経過の要領及びその結果

2 議事録には、議長及び総会に出席した理事のうちから、選任された議事録署名人2名により、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 役員会・常任理事会

(役員会・常任理事会)

第26条 役員会は、第10条の(1)から(4)までの役員で構成し、常任理事会に提案する必要事項を審議する。

2 常任理事会は、第10条の(1)～(5)までの役員で構成し、役員会からの提案事項及び本会に関する必要事項の審議並びに企画、立案をする。

3 役員会並びに常任理事会は、必要に応じて会長がこれを招集し、理事長がその議長となる。

第8章 理事会

(理事会)

第27条 理事会は、第10条の(1)～(6)までの役員で構成し、本会の重要事項について審議するとともに、加盟団体間の意見交換をはかる。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 正副会長、正副理事長及び常任理事の選定
- (4) 総会の日時及び場所並びに提出議案の決定
- (5) 加盟団体の加盟、退会及び除名に関する事項
- (6) その他、本会の業務に関する重要と認められる事項

(開催)

第29条 理事会は、必要に応じて随時、開催する。または、理事の3分の1以上から理事会の開催請求があった場合は、臨時の理事会を開かなければならない。

(召集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

第 3 1 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第 3 2 条 理事会の決議は、出席者の過半数(委任状出席も含む)をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 9 章 名誉役員

(名誉役員)

第 3 3 条 本会には、名誉役員として名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長は、理事会の議決を経て、これを推挙する。

3 顧問は、本会に功労のあった者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。

4 名誉会長、顧問は、会長若しくは理事会の諮問に応じ、または会議に出席して意見を述べることができる。但し、議決権は有しない。

第 1 0 章 専門委員会

(専門委員会)

第 3 4 条 本会は、第 4 条に定める事業を遂行するために必要な委員会を設けることができる。

2 専門委員会の名称、目的、組織及び運営その他の事項は、理事会の議決を経て定める。

第 1 1 章 目的部会

(目的部会)

第 3 5 条 本会の運営に関する事項の検討課題が生じた場合に、目的部会を設置することができる。

2 目的部会は、会長指名により第 1 0 条の(1)から(6)までの役員の中より選出し、部長並びに副部長は部員の互選により決定する。

3 目的部会において検討された事項は、役員会で審議し、常任理事会に提案する。

4 目的部会は、その目的が完了後、速やかに解散するものとする。

第 1 2 章 飛騨市スポーツ少年団

(構成)

第36条 本会に飛騨市スポーツ少年団を置く。

2 飛騨市スポーツ少年団について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第13章 賛助会員

(賛助会員)

第37条 本会に、賛助会員を置くことができる。

2 賛助会員については、別に規定を定める。

第14章 会計

(事業収入)

第38条 本会の事業運営にかかる収入は、次に掲げるものを充てる。

- (1) 加盟金
- (2) 補助金及び交付金
- (3) 事業収入
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

(本部経費)

第39条 本会の役員に対し、別に定める規定により経費を支給する。

(事業経費)

第40条 第5条に規定する各加盟団体に対し、経費として次に掲げるものを支給する。

- (1) 活動費
- (2) 市民大会運営補助費
- (3) ジュニア育成費
- (4) 選手強化費
- (5) その他、理事会に諮り事業運営に必要と認めたもの

2 経費項目の詳細は、別に定める。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第15章 規約改正

(規約改正)

第42条 本会の規約は、理事会において理事の3分の2以上の同意があった場合に改正することができる。

第16章 事務局

(事務局)

第43条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、必要な職員を置く。
- 3 職員は、理事会の承認を得て、会長が任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

第17章 経過措置

(競技団体経過措置)

第44条 令和3年4月1日から令和4年3月31日までを移行期間とする。

2 移行期間における加盟検討中の競技団体の県民スポーツ大会出場を可能とし、派遣費等の助成金を支給する。

(設立役員経過措置)

第45条 設立当初の役員任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間とし、令和2年度飛騨市体育協会正副会長、理事長及び理事（飛騨市中学校体育連盟選出理事を除く）は、常任理事として解散翌日から令和5年3月31日までの任期を務めるものとする。

(設立までの暫定措置)

第46条 飛騨市体育協会解散の翌日から、飛騨市スポーツ協会設立までを暫定期間とし、規約及び設立までに必要な措置は、飛騨市スポーツ協会設立準備委員会に一任する。

(最初の事業年度)

第47条 本会の最初の事業年度は、本会の設立総会の日から令和4年3月31日までとする。

第18章 補則

(補則)

第48条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規約は、本会の設立の日から施行する。

この規約は、令和4年3月11日から施行する。